

【記入例】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書					
フリガナ	アラカワ タロウ				
①氏名	荒川 太郎				
②生年月日	昭和 平成 元年 12 月 3 日 満(33)歳				
③住所	荒川区荒川2-2-3 ●●マンション101				
④電話番号	090-0000-0000				
⑤公共職業安定所の求職番号(生活保護を申請中である場合を除く)	○○○○○-○○○○○○○○				
⑥次の1から6のいずれかの場合であること(1~4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載) ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。					
1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった					
受けていた時期	令和3年 月 ~ 月				
再貸付を受けていた社会福祉協議会					
2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である					
受けている時期	令和3年 月 ~ 月				
再貸付を受けている社会福祉協議会					
3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった					
申請した時期	令和3年 月 日(頃)				
再貸付を申請した社会福祉協議会					
4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった					
相談した時期	令和3年 月 日(頃)				
再貸付を相談した自立相談支援機関等					
5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった(上記1~4の場合を除く)					
受けていた時期(※)	緊急小口: 令和 年 月 総合支援(初回): 令和 年 月 ~ 月				
緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会					
総合支援資金(初回)を受けていた社会福祉協議会					
⑥ 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月(緊急小口資金の場合、借入日が属する月)である(上記1~4の場合を除く)					
受けていた時期(※)	緊急小口: 令和 3 年 10 月 総合支援(初回): 令和 3 年 11 月 ~ 1 月				
緊急小口資金を受けていた(いる)社会福祉協議会	荒川区社会福祉協議会				
総合支援資金(初回)を受けていた(いる)社会福祉協議会	荒川区社会福祉協議会				
※総合支援資金(初回)について、延長により3ヶ月を超えて受けていた場合、その終期を記載。					
⑦世帯の生計を主として維持している者であること(右欄にチ✓ク) <input type="checkbox"/>					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ	アラカワ タロウ	アラカワ ハナコ	アラカワ アラコ		
氏名	荒川 太郎	荒川 花子	荒川 荒子		合計
続柄	本人	妻	子		
生年月日	H1.12.3	H2.12.3	H30.12.3		
収入(月額)	100,000 円	55,000 円	0 円	円	155,000 円
預貯金等	10,000 円	20,000 円	0 円	円	30,000 円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					

申請者の
①氏名
②生年月日
③住所
④電話番号
⑤ハローワークの求職番号
を記入してください。

総合支援資金等の貸付の状況について、当てはまる内容を記入してください。時期が不明の場合は、空白で構いません。

- <「1.総合支援資金の再貸付を受け終わった」に記入する方>
・「再貸付」が申請する月の前月までに再貸付が終了している方
- <「2.総合支援資金の再貸付が借入最終月である」に記入する方>
・「再貸付」が申請する月に再貸付の最後の振込がある方
- <「3.総合支援資金の再貸付の申請をしたが不承認となった」に記入する方>
・「再貸付」を申請して不承認となった方
- <「4.総合支援資金の再貸付の申請ができなかった」に記入する方>
・自立相談支援期間による支援決定を受けることができず「再貸付」の申請ができなかった方
- <「5.緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)のいずれも受け終わった」に記入する方>
・「緊急小口資金」及び「総合支援資金(初回貸付)」が申請する月の前月までに終了している方
- <「6.緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)のいずれも受けており、借入最終月である」に記入する方>
・「緊急小口資金」及び「総合支援資金(初回貸付)」が申請する月に最後の振込がある方

申請日の属する月の収入を記入してください。
申請日が月の途中で、当月中の月収が分からない場合は、前月の収入を記入いただくか、収入に変動がある場合は、直近3か月間の平均収入を記入してください。
※「収入」とは、手取り額ではなく総支給額から交通費を除いたものです。
個人事業主の方は、収入から経費を差し引いた事業収入を算定します。
※定期的に支給される失業給付金、年金、児童手当等の公的給付は、収入に含まれます。複数月分が一括で支給される給付等については、月額で算定します。
※新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金や融資は、収入・資産として算定しません。

世帯員が5人以上いる世帯は、申請書をコピーした上で、2枚目に5人目以降の世帯員を記入して、申請してください。

自立支援金の受け取り口座を記入してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、金融機関名の記入は不要です。
支店名・分類・口座番号欄に記入してください。

ゆうちょ銀行の場合 (出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
●●●	●●●	1. 普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7	アラカワタロウ
金融機関コード	支店コード			

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
●●●	●●●	1. 普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7	アラカワタロウ
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

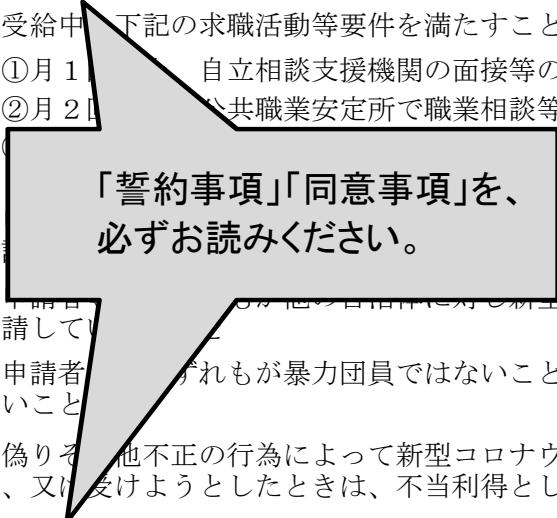
【注意事項】
申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（別記第1号様式）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中に下記の求職活動等要件を満たすこと
 - ①月1回以上 自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上 公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③求人先の面接を受ける
- 2 保証人がいない場合は、申請決定後、支給決定後、受給者が生活保護を受けるまでの間は、この限りではない。（以下「申請者等」という。）のいずれかが生活保護を受けること
- 3 申請内容が虚偽または不正なものである場合、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請して受給した場合は、返還すること
- 4 申請者等が、いずれも暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること



同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

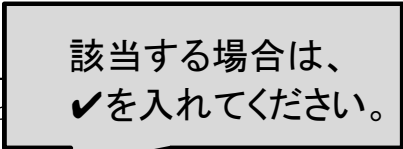
令和4年 ●月●●日

荒川区長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所 **荒川区荒川●-●-●**

申請者氏名 **荒川 太郎**



確認事項

- （以下に該当する場合はチェックを入れること）
- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
 - 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

提出書類の確認として、
添付した書類に✓を入れて
ください。

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 運転免許証、個人番号カード、住民票、戸籍謄本等の写し
 - 2 【申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の1、2に該当する方】
 - ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
 - ③ ①が用意できない場合（※2）は、別記第3号様式【申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び別記第3号様式【申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の4に該当する方】
 - ① 別記第3号様式
 - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し【申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の5、6に該当する方】
 - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び別記第3号様式
- 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※3）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
 - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること
※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（別記第1号様式）に公共職業安定所から発行された求職番号の記載が必要

通帳、健康保険証、

この申告書は、
・申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の1～3又は5、6に該当する方のうち、申請時確認書（別記第2号様式）に記載している添付書類に不足のある方
・申請書（別記第1号様式）の申立事項⑥の4に該当する方
のみ提出が必要となるものです。
なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
※2については、申請時確認書（様式1-2）に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

総合支援資金の再貸付を借り終わった 申請書の申立書⑥の1に該当する

総合支援資金の再貸付が借入れ最終月である 申請書の申立書⑥の2に該当する方
(総合支援資金(再貸付)の借入状況)
総合支援資金(再貸付)：借入時期(年 月～ 月)

総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった 申請書の申立書⑥の3に該当する方

総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった 申請書の申立書⑥の4に該当する方
(緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
緊急小口資金：借入時期(年 月)
総合支援資金(初回)：借入時期(年 月～ 月)
総合支援資金(延長)：借入時期(年 月～ 月)

緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも借り終わった
(再貸付は申請・利用していない) 申請書の申立書⑥の5に該当する

緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月
(緊急小口資金の場合、借入日が属する月)である(再貸付は申請・利用していない) 申請書の申立書⑥の6に該当する方
(緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
緊急小口資金：借入時期(2021年10月)
総合支援資金(初回)：借入時期(2021年11月～1月)
総合支援資金(延長)：借入時期(年 月～ 月)

ことを申告いたします。

2

※ 添付書類を提出できない理由をご記入ください。

令和4年 ●月 ●●日

荒川区長 殿

申請者住所 **荒川区荒川2-2-3**

申請者氏名 **荒川太郎**

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。